

VS コンサルタント認定資格に関する規約

本規約は、シックスセカンズジャパン株式会社（以下、「6SJ 社」という。）が米国シックスセカンズ認定 VS コンサルタント（以下「認定 VS コンサルタント」をいう。）に対し、Six Seconds, a501(c)3 corporation incorporated in California（以下、「米国シックスセカンズ社」という。）の VS 診断プログラムを使用する資格（以下、「VS 認定資格」という。）を付与することに関し、6SJ 社と認定 VS コンサルタントとの間の権利義務関係を定めることを目的としている。認定 VS コンサルタントは、6SJ 社から VS 認定資格を付与されるためには、本規約に同意する必要がある。

第1条（定義）

1. シックスセカンズ教材」とは、6SJ 社が実施する認定資格コースおよび 6SJ 社認定資格保有者向けに実施される継続学習ワークショップにて提示するプログラムおよび手法並びに 6SJ 社が権利を許諾できるまたは管理しているあらゆる資料、カリキュラム、学習モデル、著作権、商標権、サービスマーク、商号、所有権および情報を意味する。
2. 「VS 診断プログラム」とは、米国シックスセカンズ社が開発した組織風土（感情）診断プログラムをいう。

第2条（非独占的ライセンス）

1. 6SJ 社は認定 VS コンサルタントに対し、シックスセカンズ教材の使用に関し、本規約の規定に従って使用する限り、非独占的ライセンス（以下「本ライセンス」という。）を許諾する。
2. 認定 VS コンサルタントは、自らが VS 認定資格を保有していることを示すときには「米国シックスセカンズ認定 VS コンサルタント」と表示するものとする。
3. 認定 VS コンサルタントは、6SJ 社がシックスセカンズ教材に関するすべての所有権その他の利用権を保有していることを認めるものとする。
4. 6SJ 社は認定 VS コンサルタントに対し、理由の如何を問わず、60 日前に書面による通知を行い、本規約に基づく VS 認定資格を停止または更新拒絶し、本規約に基づく認定 VS コンサルタントに対する権利の付与その他一切のサービスを停止することができる。

第3条（使用に関する条件）

認定 VS コンサルタントは、VS 診断プログラムの使用に関して、以下の条件に同意する。

- [1] シックスセカンズ教材において猥褻および淫乱なものを使用することは禁止し、個人、グループ、企業等に対して、差別的、不敬な態度をとってはならない。
- [2] 米国シックスセカンズ社の著作権、商標権その他の知的財産権を保護しなければな

- らない。かかる義務の中には、転載、翻訳、複写その他複製を行わないことを含む。
- [3] 6SJ 社の許可なくシックスセカンズ教材を改ざんしたり、複製したり、翻訳してはならない。
 - [4] 別紙「米国シックスセカンズ認定 VS コンサルタントに要望すること」の条項を理解しこれに従わなければならない。
 - [5] 認定 VS コンサルタントが VS の使用に際して知り得た情報については、その秘密を厳重に保持し、正当な理由なく他人に漏らしたり、利用したりしてはならない。また、VS の使用の相手方のプライバシーを侵害してはならない。

第4条（期間と制限事項）

- 1. VS 認定資格の有効期間は、VS 認定資格の付与日から2年間とし、第6条（VS 認定資格の更新に関する必要事項）に基づき更新されるものとする。
- 2. 本規約にかかる契約上の地位は、第三者に対して譲渡できないものとする。
- 3. 本規約は、米国著作権法および国際的な著作権法下におけるあらゆる権利を認定 VS コンサルタントに対して譲渡するものではない。
- 4. 本規約に基づく本ライセンスの許諾が終了した場合、認定 VS コンサルタントは、シックスセカンズ教材の使用を直ちにやめ、残存するシックスセカンズ教材を 6SJ 社に返還するものとする。なお、当該返還に要する費用は認定 VS コンサルタントが負担するものとする。

第5条（VS コンサルタント認定資格の付与に関する必要事項）

VS 認定資格の付与は、以下の事項を遵守・完了したことを前提として、6SJ 社の裁量により行われる。

- [1] 6SJ 社の指定する2日間の資格認定コースの全コースを受講する。
- [2] [1]の資格認定コース受講後に受講者が選定した1チーム（25 人まで）にチーム・バイタル・サインを受検させ、ファシリテーションを実施後、当該 TVS の分析、ファシリテーションの実施状況に関するレポート（ふりかえり）を作成し、6SJ 社へ提出する。

第6条（VS 認定資格の更新に関する必要事項）

資格認定日より2年間ごとに下記の内容のいずれかの継続学習実施が必要となります。

- ア) VS コンサルタント認定資格セミナー再受講
- イ) TVSを1組織以上実施後、フィードバックレポートの提出
- ウ) LVSを2組以上実施後、フィードバックレポートの提出
- エ) VS コンサルタントのためのプロファイリング練習会受講

第7条（補償）

認定 VS コンサルタントは、6SJ 社の提供する教材に関し、「現状のまま」提供されることに同意する。また認定 VS コンサルタントは、VS および／またはシックスセカンズ教材の使用が起因する全ての法的措置について、米国シックスセカンズ社およびその関連会社（6SJ 社を含む。）、役員、職員、ボランティア、VS の作者や研究者に対する補償を行い、または

彼らに当該法的措置が及ばないようにすることに同意する。

第8条（VS 認定資格の停止等）

1. 6SJ は、認定VS コンサルタントに次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、何らの催告なしに直ちに、本規約に基づく VS 認定資格を停止または更新拒絶し、本規約に基づく 認定 VS コンサルタントに対する権利の付与その他一切のサービスを停止する。
(ア) 支払の停止があったとき、もしくは仮差押、差押、競売手続開始、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、または特別清算開始の申立があったとき
(イ) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
(ウ) 公租公課の滞納処分を受けたとき
(エ) その他本契約を継続し難い重大な事由が発生したとき
2. 6SJ は、認定 VS コンサルタントが第3条（使用に関する条件）各号の義務違反を犯した場合について、当該義務違反の是正の催告を行った後 30 日を経ても是正されないときは、本規約に基づく VS 認定資格を停止または更新拒絶し、本規約に基づく 認定 VS コンサルタントに対する権利の付与その他一切のサービスを停止する。
3. 前2項の規定は、第2条第4項に規定する VS 認定資格の停止等の措置を妨げない。

第9条（本規約の変更、終了）

1. 6SJ 社は、同社の都合により、本規約の内容を変更し、または本規約に基づく権利付与その他一切のサービスを終了することができる。この場合には、6SJ 社のホームページ上に掲載するものとする。
2. 6SJ 社は、本条第1項に基づいて行った措置により VS コンサルタントに生じた損害について、一切責任を負わないものとする。

第 10 条（免責）

本規約または VS 認定資格に関連して、VS コンサルタントと第三者との間において生じた取引、紛争等については、6SJ 社は一切責任を負わないものとする。

第 11 条（準拠法・合意管轄）

1. 本規約は、その成立、有効性、解釈および履行について、すべて日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。
2. 本規約に関して生じた 6SJ と VS コンサルタント間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以 上

附 則

第 1 条（施行）

本規約は、平成 30 年 3 月 1 日に施行する。

第 2 条（改正）

本規約は、以下のとおり改正された。

令和 8 年 8 月 1 日改正

（以下、本頁余白）